

個人住民税の特別徴収 Q&A

Q 1 従業員も少なく、今まで特別徴収はしていませんでしたが、特別徴収をする義務がありますか。

A 地方税法では、原則として、所得税を源泉徴収している事業者（給与支払者）は、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。
(地方税法第321条の4の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業者は、個人住民税の特別徴収義務者として包括的に指定され、個人住民税を特別徴収していただくことになっています。)

Q 2 特別徴収をする利点は何ですか。

A 個人住民税の特別徴収は、所得税のように、税額の計算や年末調整する必要はありません。市町村が給与支払報告書に基づいて税額を計算し、従業員ごとの個人住民税額を通知します。その税額を毎月の給与から徴収（引き去り）し、合計額を翌月の10日までに、金融機関を通じて各市町村に納めていただきます。
なお、特別徴収をすると、従業員が金融機関へ納税に向く必要がなく、納め忘れにより延滞金がかかることもありません。
さらに、普通徴収の納期が原則として年4回であるのに対し、特別徴収は年12回であるため従業員（納税義務者）の1回あたりの負担額が少なくなります。

Q 3 パートやアルバイトからも特別徴収する必要がありますか。

A 原則として、パート・アルバイト等を含むすべての従業員から特別徴収する必要があります。ただし、次の理由に該当する場合は、普通徴収とすることができますので、お申し出ください。

- a. 退職者・退職予定者（令和8年1月から5月末日まで）
- b. 給与の支払期間が不定期（例：給与の支払が毎月ではない）
- c. 給与が少なく税額が引けない
- d. 他の事業所で特別徴収として扱う乙欄該当者
- e. 専従者給与が支給されている方（個人事業主のみ対象）
- f. 受給総人員（上記 a～e の該当者を除いた合計）が2名以下の事業所

Q 4 市町村に市県民税をまとめて納入する方法はありますか。

A 給与の支払を受ける者が常時10人未満の事業所につきましては、市長の承認を受けた場合に限り納期の特例を受けることができます。納期の特例とは、毎月徴収した特別徴収税額を6月から11月分については12月10日までに、12月から翌年5月分については、翌年6月10日までに納入していただくことになります。(特例の適用申請については、変更の申し出がない限り毎年自動更新されます。)

Q 5 途中で転職・退職・休職のため、特別徴収が不可能となった場合は、どのようにしたらよろしいですか。

A 「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」に必要事項を記入の上、速やかに市民税課あてに送付してください。

この届出書が期限内に提出されない場合、特別徴収義務者において納入された金額と、当市において納入していただく予定の税額が一致せず、督促その他の滞納処分を受けることがあります。

Q 6 変更通知が届き、既に納入済みの月まで遡って税額に変更があったのですが、特別徴収義務者としてどのように対応すればよろしいですか。

A 既に納入済みの金額については、市から納税義務者本人に還付通知を送付するため、特別徴収義務者は何月分から変更後の税額で徴収いただけるか御連絡ください。